

資料

西班牙及ハンガリーに於ける

家族手当

北岡 壽 逸

(一) 西班牙に於ける家族手当

本編は一九三八年公布せられた西班牙の家族手当法に關し、西班牙社會救濟協會 (Institut de Prévoyance sociale) が解説した小冊子の要點を紹介した *№ 074820* (Bulletin Mensuel des Allocations Familiales et des Assurances Sociales 1939, Juinに依る)

本冊子の著者は、西班牙國家主義のプリンスプルたる「總ての政治の基礎は道徳性の昂揚に在り」及び「國家は一般家族、特に多數の子女を有する労働者の家族を保護せざるべからず」との言を以て、本稿を説き起して居る。

又、著者は、雇傭主は過剰な労働力を低廉な賃銀を以て獲得せんが爲めに、人口の増加に關心を示すであらうとする論を難じ、多數の子女を有する家族が國家に取つて安定の保障であり、且又、政治的、經濟的發展の保障であるならば、國家自ら、此等の家族の保護に當るのは至極當然のことであると述べて居る。

法律の理由書中には左のやうに言つてゐる。「國家は労働者に對し、正規の賃銀の外に、必要缺くべからざる分量の財を保障してやる義務を有する。然らざれば、多數の子女を有する労働者の家庭經濟は均衡を失し、之

が爲め、母は精神、物質の兩面より見て國家の支柱たる子女を養育するといふ至高無二の機能を放棄して、家庭を出て労働せざるを得ぬに至るであらう」と。

多數の子女を有する家族に對する保護對策の實施上、最も賢明にして簡單、而かも僅少の經費を以て濟ませ得る方策は、國民金庫 (Caisse Nationale) をして經營せしめる、大規模の相互保險會社 (Mutuelle) の形式に依つて實現した家族手当組織である。

既に賠償基金 (Caisse de Compensation) の一つは、一九三五年にマロルカ州のバルマ市に設置を見て居り、其の他の諸州に於ても、現在、著々準備中である。然しながら、佛蘭西及び白耳義の例に徴しても、個人の創意に在つては、其の發展が甚だ遅々として、中々、活潑なる活動は望むべくもなく、革新的制度の普遍化には、何うしても法律の強制的活動が必要である。

法律は、其の適用が強制的であり、且西班牙の全労働者に及ぶと言ふ二つの大きな特徴がある。但し、臨時の仕事に携る労働者、下僕、竝に暫定的には住宅労働者は本法の適用から除外されることになつて居る。

本法の受益者は労働者の嫡出子、私生子、被認知子竝に労働者の配偶者の子供の全部であつて、西班牙國內の父の住所に在り、且つ年齢は十四歳未満でなければならぬ。

手当は労働者が一ヶ月に二十日以上働くか、一週間に五日以上働くか、或は又、一週間に五日以下しか働かないかに依り、夫々、一ヶ月に幾ら、一週間に幾ら、一日に幾ら、といふ風に、支給方法が違つて居る。

此の家族手当は子供が二人以上ある場合に支給され、其の金額を表示すれば次の通りである。(單位ペセタ。邦價に換算すると約三十九錢)

子供の數	月 額	週 額	日 額
二 人	一五・〇〇	三七・五	〇・六五
三 人	二二・五〇	五・六五	〇・九五
四 人	三〇・〇〇	七・五〇	一・二五
五 人	四〇・〇〇	一〇・〇〇	一・六五
六 人	五〇・〇〇	一二・五〇	二・一〇
七 人	六〇・〇〇	一五・〇〇	二・五〇
八 人	七五・〇〇	一八・七五	三・一五
九 人	九〇・〇〇	二二・五〇	三・七五
一〇 人	一〇五・〇〇	二六・二五	四・四〇
一一 人	一二五・〇〇	三一・二五	五・二〇
一二 人	一四五・〇〇	三六・二五	六・〇五

家族手当の支給に要する経費は雇傭主、労働者、國家の三者が之を分擔する。

雇傭主の分擔金は初年度は賃銀の六パーセントと言ふことになつて居るが、其の實績を見た上で、修正することが出来る。前記の雇傭主の分擔金の中には労働者の分擔金が六分の一含まれて居るので、實際、雇傭主が負擔するのは労働者の賃銀の五パーセントである。因に、労働者の分擔金は賃銀の中から控除することになつて居る。最後に、國家は次の二つの方法に依り、分擔金を支出する。即ち、國民金庫に基金として一度に五百萬ペセタを拂込むと同時に、年六分を超える凡ゆる産業上の利潤に對して賦課する一割の税金を、之に充當するのである。

此等の収入は、全部、家族手当の支拂に充當されることになつて居るのであるが、總額の六パーセントを超えない金額を、豫備金及び經營費として、之から控除出来ることになつて居る。

家族手当制度の運用は社會救濟協會の手に委ねることになつて居るが、

西班牙及ハンガリーに於ける家族手当

之が仲介機關として、新に國民金庫なるものを設ける。此の國民金庫の理事長は大臣が之を任命する。

又、其の取締に當る監督委員會(Commission de contrôle)の委員も、同じく大臣が之を指名する。

國民金庫の各營業所の事務は社會救濟協會の職員が、同業組合(organisation syndicale)の職員と協力の上、之に當ることになつて居る。斯く、同業組合の協力を求めることは、極めて好都合であると思ふ。

養育すべき子供の申告は、初年度に在つては、國民金庫に於て作製した印刷物に示す様式に依つて之を爲し、此の申告に基き、透し入りの身分手帳(livret de famille)を作製することになつて居る。

家族手当は次の二つの方法に依つて、之を支給する。

一、雇傭主の手から直接支拂ふ。之は特に許可が與へられた場合のことであつて、此の場合、雇傭主は一人當り控除金額及び一人當り支拂額に關する報告を記入した支拂名簿を含む、檢閲容易な會計簿を作製しなければならぬ。

二、國民金庫に於て支拂ふ。雇傭主は國民金庫に宛、家族手当受給者に對する一ヶ月分の支拂額に付き、明細に報告しなければならない。家族手当受給者は、國民金庫の窓口に行つて其の支拂を受けるか、或は郵便を以て送付して貰ふ。郵便に依る送付を受ける場合には、低率ではあるが一定の費用を差引かれることになつて居る。

雇傭主は月々、其の分擔金を納付する。

雇傭主が支拂の滞滯又は申告の不正確等、本法の規定に違反するとき、五、〇〇〇ペセタの罰金に處し、再犯の場合には、最高二五、〇〇〇ペセタの罰金に處することが出来る。

給料生活者が本法の規定に違反したときは、家族手当は一時的又は永久的停止となる。

萬一、紛議を生ずることがある場合には、社會救済上の特別裁判所に於て之を審理し、重大なる事件は普通法の輕罪裁判所に之を訴へることが出来る。

同冊子は、祖國の統一、偉大竝に自由を確保するといふ、新國家の翹望を實現せんとした本法が、所期の目的を達成し得るやう、社會の凡ゆる勢力、即ち、雇傭主、労働者、同業組合、官公吏の協力を切望して筆を擱いて居る。

## (二) ハンガリーに於ける家族手当

ハンガリーに於ては一九三八年十二月二十八日附を以つて家族手当制度に關する新しい法律が發布せられ、一九三九年一月一日より施行せられた。

一九三九年七月リエージュに開かれた第二回國際家族手当大會に提出されたハンガリー産業省顧問 マガシヤジ氏 B. de Magaszi の報告に依れば、同法の内容は左の如くである。(國際産業労働時報十月三十一日號に依る)

一、本法は平均二十人以上の労働者を使用する工業、鑛業及商業の一切の企業に適用される。現在の所は肉體労働者にのみ適用するも、政府は小企業及被傭者全般に適用する事に就て考究中である。

二、家族手当は十四歳迄の凡ての摘出、庶子及養子に給與せられる。家族手当を受けるには労働者は少くも月十五日又は四週間各週三日働くことを要する。

三、手当は月五ペング(一ペングは約六十錢)である。それは平均金庫より

支拂はれる。労働者の死んだ場合はその後六ヶ月、失業、事故、病氣等の場合は三ヶ月支給される。

四、經費は事務費は政府、他は會社店主の負擔である。其の負擔は毎月決定する。

五、家族手当のために八個の平均金庫及中央金庫がある。中央金庫は剩餘金を生じた金庫より徴收して不足を生じた金庫に補う全國的平均金庫である。

六、中央金庫は産業省の監督の下に委員長、副委員長及十八人の委員よりなる委員會の管理に屬する。該委員は店主、労働者の代表者各三分の一、他の三分の一は勞資何れにも屬せざる専門家とする。

七、一九三九年の第一四半期末現在、本法の適用を受くる子供の數は二十萬五千、手当を受くる労働者十二萬五千、一ケ年の經費は千四百萬ペングである。

## 特殊婚姻率算定の基礎としての無配偶人口

岡崎文規

特殊婚姻率は、普通、ある年次の年齢別婚姻數とその年初の年齢別無配偶人口との比によつて求められる。そして婚姻統計に於て取扱はれる婚姻は、事實上の婚姻ではなくして、法律上の婚姻手續を完了したものに限られてゐるから、婚姻率算定の基礎としての無配偶人口中には、事實上の婚姻者をも含ませることが妥當であると考へる。かゝる事實上の婚姻者は、